

# 厚生常任委員会

平成25年9月17日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	宮崎 和彦
小林 誠	吉野 俊明	伴 吉晴
飯高 昭二		
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	乾 善亮	住 民 生 活 部 長	植村 俊彦
福 祉 課 長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	中原 潤
同 課 長 補 佐	安藤 容子	国 保 医 療 課 長	寺田 良信
同 課 長 補 佐	田口 昌孝	健 康 対 策 課 長	西梶 浩司
同 課 長 補 佐	増井つゆ子	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	井上 究	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
住 民 課 長	清水 昭雄	同 課 長 補 佐	鎌田 裕之

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	大塚 美季
-------------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 辻委員、宮崎委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

ありがとうございます。

私も、大和川を昨日見まして、今まで見たこともないような川幅になっておりまして、水がたくさん来ておりまして、職員皆さんもいろいろご苦勞をされたと、今、町長のご挨拶にもありました。本当にお疲れさまでした。また今後とも、いろいろなときに住民の皆さんを守るために頑張っていたきたいと思います。

それでは、最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。署名委員に、辻委員、宮崎委員のお二人を指名いたします。両委員には、よろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、まず、1. 付託議案について議題といたします。その1、議案第38号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療  
課長

それでは、議案第38号 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

国保医療  
課長

本補正予算の内容につきましては、前回の委員会におきまして、ご説明をさせていただきました内容と相違はございませんが、補正予算書によりまして、ご説明をさせていただきます。

本補正予算につきましては、平成25年度の前期高齢者交付金の概算交付金の確定と、この確定に伴います国庫、県支出金の補正、後期高齢者支援金医療費拠出金、介護納付金の確定、前年度療養給付費負担金等の精算に伴います追加交付及び返還に係る補正、前年度繰上充用の執行に伴う補正となっております。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、歳入予算の補正からご説明をさせていただきます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金では、第1目療養給付費等負担金で2,299万5千円の減額補正をお願いするものでございます。

その内訳は、前期高齢者交付金の確定によりまして、第1節医療給付費分現年分で1,701万7千円の減額、後期高齢者支援金の確定により、第2節後期高齢者支援金分現年分で487万9千円の増額、同じく介護納付金の確定により、第3節介護納付金分現年分で109万9千円の減額補正をお願いするものでございます。すみません、先ほど増額と言いましたが、現額でございます。次に、第2項国庫補助金では、第1目財政調整交付金で378万4千円の減額補正をお願いするものでございます。その内訳は、第1項国庫負担金と同様の理由により、第1節医療給付費分普通財政調整交付金で210万4千円の減額、第2節後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で137万1千円の減額、第3節介護納付金分普通財政調整交付金で30万9千円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、8ページにお移りいただきまして、第3款療養給付費等交付金では、前年度の交付金の確定に伴う交付不足分の追加交付額178万3千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第4款前期高齢者交付金では、平成25年度の概算交付額が確

定したことから、2, 338万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第5款県支出金では、財政調整交付金378万4千円の減額補正をお願いするものでございます。その内訳は、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金の財政調整交付金と同様の理由で、第1節医療給付費分普通財政調整交付金で210万4千円の減額、第2節後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で137万1千円の減額、第3節介護納付金分普通財政調整交付金で、30万9千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、9ページにお移りいただきまして、第10款諸収入、第2項雑入では、第7目歳入欠かん補填収入で、歳出予算の補正のところでご説明申しあげます前年度繰上充用金の補正に伴います減額76万4千円と、本予算補正から生じた財源2, 700万5千円、あわせまして2, 624万1千円の増額補正をさせていただくものでございます。

10ページをお開きいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。

初めに、第2款保険給付費では、第1項療養諸費で、第1目一般被保険者療養給付費及び第3目一般被保険者療養費では、国庫支出金の減・県支出金の減及び前期高齢者交付金の増による財源振替をお願いするものでございます。また、第2目退職被保険者等療養給付費及び第4目退職被保険者等療養費につきましては、医療給付費分精算交付金の増による財源振替をお願いするものでございます。

次に、11ページにお移りいただきまして、第2項高額療養費では、第1項療養諸費と同様の理由により、財源振替をお願いするものでございます。次に、第3款後期高齢者支援金等では、平成25年度の後期高齢者支援金の額が確定したことから、1, 595万7千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、12ページにお移りいただきまして、第6款介護納付金につきましても、平成25年度の納付額が確定したことから、343万5千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第10款諸支出金についてでございます。4,100万3千円の増額補正をお願いするものでございます。その内訳は、一般被保険者償還金で、療養給付費等国庫負担金に係る過年度分の返還として、4,040万6千円の増額、特定健康診査等負担金に係る過年度分の国・県への返還として、それぞれ29万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第12款前年度繰上充用金では、平成24年度決算により、執行額が確定したことから、76万4千円の減額補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算書を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

国保医療課長 以上、簡単ではございますが、議案第38号 平成25年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようよろしく願いをいたします。

委員長 ご苦労さまでした。

ただいま説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。委員皆さまのほうで何かございましたらどうぞ。 辻委員。

辻委員 この補正予算については別に異存はないですけども、以前から言われている国保、この事業の広域化、県は27年にするって言うてます。国は、県単位に29年か、っていうことでされる。今まで、今日まで、広域化に向けていろいろ協議をされてきておりますけども、その内容、都度はいただいておりますけども、最近、国が29年と言った、そこら辺の県との協議っていうか、広域化の協議会でどういうふうになったの

か、お願いしたいと思います。

国保医療  
課長

国保の広域化につきましては、国におきましては、平成29年度を目途に都道府県単位下に保険者を持っていくということが示されております。そして、奈良県におきましても、この国保の広域化につきましては平成27年度を目途にということで、今まで協議をしましてまいりました。国民健康保険の運営主体につきましては、昨年度のワーキンググループでの協議では、現行法の枠内で可能な対応として、市町村及び県が組織する広域連合、いわば後期高齢者医療広域連合のような形で運営主体を持っていくということが確認をされております。そして、今年度はこの運営主体につきまして広域連合と県、市町村の役割分担、また、広域連合の設置の際におけます人員体制、そして人件費、電算システム等の運営経費等について、そういうことにつきまして協議する予定となっておりますけれども、今月の9月3日に開かれました、県との、ワーキンググループとの会議では、国のほうでは平成29年度に国保の広域化、県単位に持っていくということが示されているのに、奈良県ではまだ27年度にそうした広域連合を設置するというのは、それまでにかかる経費とかいろいろなものが無駄になるのではないかといった議論が生まれ、次のワーキンググループの会議では、この運営主体の問題について協議すると、標準保険料を導入した場合、当然、今では奈良県下におきましても、2. いくらかの保険料の格差がございますので、そうした場合、国保の広域化というのは標準保険料は避けては通れませんので、そうした場合、どういうふうにその保険料を設定していくのか、また、保険料統一に伴う激変緩和措置についてどのようにしていくのかという影響などについて話し合うことになっております。現在のところ、ワーキンググループでの動きについては、そういった状況でございます。

辻委員

当初県がしたのと、国がしてるのと、ちょっと若干年度のずれもあるし、いろいろこう。国はするって言うけども、実際は細かい話まで決まっていなような感じもしますので、今後、慎重に、できましたらその都

度、決まったらへんけども、こういう状態ですということぐらいの報告ぐらい、またお願いしたい。まあ、これ、委員長と相談ですけど、またその報告もよろしく。

委員長

もともと、後期高齢者医療の広域連合での運営ってということについては、私も大きな疑問も持っておりました。国のほうが県、都道府県単位と言っているのであれば、そのほうが、国がきちっとした交付金などを出しながら都道府県単位でするほうが、全国的に非常に落ち着いた形で、国民皆保険というこの国の制度の中では運営がされるのではないかなというふうには思っておりますので、またワーキンググループの会議などでその辺のところきちっとまた斑鳩町としてもいろいろ発言もしていただけたらというふうに思っております。そして、委員がおっしゃるように、また、委員会がある時に、動きがありましたらご報告のほう、よろしく願いいたします。

ほかに、ございませんでしょうか。よろしいございますか。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第38号につきましては、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、2点目、議案第39号 平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 本庄福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第39号 平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

福祉課長 今回の補正の主な内容は、平成24年度の本特別会計の決算額に伴う繰越金と、国、県及び社会保険診療報酬支払基金からの負担金、補助金、あるいは交付金の精算に関するものなどございまして、前回の本委員会でご説明いたしましたものと相違ございませんが、あらためて、補正予算書に基づきご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、歳入予算でございます。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金で20万1千円の増額補正を、その下の第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金で240万1千円の増額補正をお願いしております。平成24年度の決算額の確定に伴う国庫負担金及び支払基金交付金の精算により生じた不足額につきまして、平成25年度で交付されることとなりますことから、その受け入れに係るものとして、それぞれ増額の予算補正をお願いするものでございます。

次に、第9款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金では、3,491万7千円の増額補正をお願いしております。平成24年度の本特別会計の決算におきまして、歳入額が歳出額を上回りましたことから、その差額を平成25年度へ繰り越すことについて、増額の予算補正をお願いするものでございます。

続きまして、6ページにお移りいただけますでしょうか。歳出予算でございます。

初めに、第5款諸支出金について説明をさせていただきます。第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金でございます。平成24年度の決算額の確定によりまして、第1目第1号被保険者保険料還付金で、還付すべき過年度分の保険料の見込額が確定いたしましたことから、これを平成25年度で還付するための経費として44万円の増額補正を、ま



た、第2目償還金では、平成24年度の地域支援事業に係る国・県の補助金及び支払基金交付金、介護給付費に係る県負担金が超過交付となりましたことから、これらを償還するための経費として698万7千円の増額補正をお願いするものでございます。

最後に、その上の第3款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費準備基金積立金でございます。

ただいま申しあげました歳入と歳出の補正額に生じた差額につきまして、その差額を基金に積み立てるよう、3,009万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算書を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

福祉課長 以上、議案第39号 平成25年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ご苦労さまでした。

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。委員皆さまのほうで何かございましたらどうぞ。特にございませんでしょうか。

私のほうから1点ちょっと確認をしたいと思うんですが、この補正予算では繰越金が出てきまして、剰余金ですね、そして基金に積み立てるというような動きがあったんですが、介護保険制度は結構、国は、2000年からスタートしましてね、いろいろ、1期から5期までできましたけれども、制度をいろいろ変えてきてます。前年度ですね、私達が非常に重視をしました、ヘルパー派遣の時間の短縮っていうものがありましたけれども、その関係がどんなふうに斑鳩町では推移したのかな。この剰余金が出てきていることについて、どうなっているのか、その辺の関係が

あるのかな。どういうふうに私たちは見ておいたらいいなのかなということがちょっと気になっておりまして、制度改正からこっちですね、昨年度、ちょっとその辺の状況、把握しているところについてお聞かせいただいておりますというふうに思うんですが。

福祉課長 ただいま委員長のほうよりお尋ねいただきました、平成24年度からの生活援助の単位時間、この区分変更に関する現状と、24年度の状況ということで、確認のほうをさせていただきました。

生活援助に係る単位時間の区分変更、こちらによります介護給付費等への影響でございます。まず、影響でございますけども、町におきましては、身体介護、生活援助の訪問介護としての数値しか、ちょっと把握をできておりませんでして、おっしゃいます生活援助に係る単位時間の区分変更に限っての給付額等への影響額については、把握できておらない状況となっております。

なお、平成24年度の訪問介護の給付の状況でございますけども、平成23年度と比較いたしますと、利用件数で1.05%、費用額で4.47%、1人1月当たりの利用額で3.39%と、それぞれ増額となっております。しかしながら、平成24年度と平成22年度とを比較いたしますと、利用件数は5.05%、費用額で3.3%の増となっておりますところでございますけども、1人1月当たりの費用額につきましては、1人1月当たり4万7千円から4万9千円程度で推移している中で、810円、割合で申しあげますと1.64%の減少となっております、平成23年度の1人1月当たりの費用額が22年度に比べて減少していることも含めまして、これらの数字からは、介護報酬の見直しによる給付額への影響ということで、現時点では把握できていないというか、なんともちょっと申しあげられない状況になっておるというところがございます。

なお、利用者の方からの声、一番ご心配いただいている部分かとは思いますが、利用者の方からの声につきましては、ことしの3月に地域包括センター、こちらのほうの介護支援専門員連絡会におきまして、約

1年間を通じての状況について意見交換を行っております。10事業所から14名のケアマネージャーの方にご参加をいただいております、今回の生活援助の単位時間の区分変更によりまして、確かに1回から2回への利用となった利用者の方もおられるということではございましたけれども、いずれにいたしましても、利用者の方のニーズを十分に確認した上でケアプランを立てているということで、今回の改正によりまして利用者からのご意見あるいは苦情等は聞いていないということ、3月の時点では確認をさせていただいております。

町といたしましては、引き続き利用者の方それぞれにより適したサービス計画が策定されるよう努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解お願いいたします。

委員長

わかりました。

そしてですね、今また介護保険に関しましては次の計画の時に、これ、3年ずつスパンがありましてね、介護料金の設定であったり、その時にまた制度の見直しであったりいろいろ、なんかやられてるわけで、今話し合われている中で、要支援1、2の問題、これがかなりいろいろクローズアップされてきておりますけれども、そういう国の動きであったり、県がどこまでどう関わってくれるのか、そして、市町村としてはその裁量でどこまでどうできるのか、そして、私たちは子育て支援は当然頑張ってる町の活性化のために力を入れてやっておりますけれども、その反面、高齢化はやっぱり進んできておりますので、一人暮らしの高齢者であったりご夫婦2人だけの高齢世帯で体が少し思うようにいかないような世帯に、どういうふうにサービス提供ができるのか、そういったところについて、十分課の中でも話し合いをしながらですね、国の動向や県の動向を見ながら、今後の対応していただきたいと思います。

やっぱり私たちは斑鳩町が暮らしやすい町だと言っていただけに、それで町長もご決断いただいて、社協さんの生き生き号なども走らせていただいております。そういうものも含めましてですね、いかに外出支援などし、そして、認知症などの予防などし、健康でね、やっ

ぱり暮らしていただけるように、どう持っていけるのか。これが介護保険とは切り離せない問題であると。ですから、保健センターなどとも協力をしながら、今後も事業なり検討を十分して行っていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

他に、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

( な し )

委員長 それでは、お諮りをいたします。本案につきましては、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第39号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、3点目、議案第40号 斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療課長 それでは、議案第40号 平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明を申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

国保医療課長 本補正予算の内容につきましては、前回の委員会におきまして、ご説明をさせていただきました内容と相違はございませんが、補正予算書によりましてご説明をさせていただきます。

本補正予算につきましては、平成24年度会計におけます繰越金の確定と、出納整理期間中に収納した後期高齢者医療保険料に係る保険料等

負担金の支出及び保険料の払戻しに係る保険料還付金の受け入れに要する補正となっております。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億2,496万4千円とするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、歳入予算の補正からご説明をさせていただきます。

第5款繰越金、第1項繰越金では、第1目繰越金で平成24年度会計の歳入歳出差引額を繰り越すもので5万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第6款諸収入では、第2項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金で、平成24年度中に払い戻した保険料のうち、広域連合から保険料還付金として受入未済分、81万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

6ページにお移りいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金では、第1目後期高齢者医療広域連合納付金で、繰越しする保険料を広域連合に納付することから、後期高齢者医療保険料等負担金86万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算書を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

国保医療  
課長

以上、簡単ではございますが、議案第40号 平成25年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

ご苦労さまでした。

説明が終わりましたので、何か質疑がございましたらお受けいたしますので、どうぞ。特にございませんか。

ちょっと1点。先ほどの国保の広域化の関係と気になるんですけどもね。国保は国のほうが都道府県単位でやろうやんかというような考え方も打ち出してくれてますけれども、後期高齢者医療につきましては広域化ということで先に進んできております。政権が交代して、またどんなふうになっていくのだろうかなど。片やこっちは保険は都道府県単位で進んでいった場合、片やこっちは広域連合やというのでは、ちょっとなんか矛盾が生じてくるのではないかなというような、私は懸念を持ってるわけなんですけれども、その辺は何か会議の中で出てきてたりしますでしょうか。

国保医療  
課長

この後期高齢者医療制度につきましては、制度の最初の時は自民政権が作り上げ、そして、民主党政権の時にはこの制度を見直しということになっておりましたけども、今回、自民党が政権を取りまして、先の社会保障、社会改革の国民会議の最終の報告では、この後期高齢者医療制度が創設から既に5年が経過して、現在では十分定着していると考えられるとして、現行制度を基本としながら必要な改善を実施していくことが適当であると言われておりまして、低所得者の軽減につきましては、当然これから見直されていかれると思いますけども、さしあたって後期高齢者医療制度の広域化とかそういった関係につきましては、現在、議論はしておりません。

委員長

また、県のほうで会議があったりした時に、その辺、住民皆さんには、何かその辺がね、都道府県単位であったり、こっちは広域連合であったりというようなことで、何かちょっと矛盾というのか、違和感を感じる方もあるのではないかと。その辺のところの説明をどういうふうにしていけるかというような問題提起などもきちっとしながら、今後の後期高

齢者医療制度どうあるべきなのかということについて、十分練って、県のほうでも会議の中で練ってもらえるように、またそういった発言もできるだけしていただきたいなというふうに思います。

他に、よろしいございますか。

( な し )

委員長

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第40号につきましては、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、2つ目の議題といたしまして、継続審査につきまして、その1、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とさせていただきます。

これについて、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今委員会につきましては、前委員会でご報告をいたしましたごみ積替え施設整備工事後の状況について、また、現在、拡充を図っております生ごみ分別収集モデル事業の今日の状況につきましてご報告をさせていただきます。

最終処分場内で整備を進めておりますごみ積替え施設のメイン設備でありますダストドラムにつきましては、ダストドラム本体とごみの投入口でありますホッパ、ごみがダストドラムまで流れますコンベア部分を分離して搬入されることとなり、その日程が決まりましたので、改めて

ご報告をさせていただきます。ダストドラム本体につきましては、長さ7.8m、高さ3.3m、重量が約7.5tとなっております。20tトレーラーで搬入がされます。また、ホッパ・コンベア部分につきましては、長さ12.6m、総重量約25tで、当日は、5つに分割され、10t貨物車5台で搬入されることとなっております。搬入は、まず、ホッパ・コンベア部分から行われ、9月28日もしくは29日に搬入がされ、その後、10月2日もしくは3日にダストドラム本体が搬入されることとなっております。なお、搬入は、それぞれ早朝に行い、先導車両を配備するとともに、最終処分場付近にガードマンを配置するなど、地元車両等に危険がないように配慮することとしております。

なお、9月13日現在で、ごみ積替え施設整備工事は、鉄骨の組み立てまで完了しており、現在、2階部分の外壁、内壁の施工を行っております。進捗率にして、50%を少し超えた状況でございますが、工事の進捗状況といたしましては、順調に進捗をしているところであります。

次に、生ごみ分別収集モデル事業の状況につきましてご報告をさせていただきます。平成24年度では、生ごみ分別収集モデル事業につきまして、29自治会2,658世帯に、モデル家庭198世帯を加えました、2,856世帯で取り組んでいただいたところであります。

平成25年度では、9月13日現在で、モデル自治会は6自治会増加をいたしまして計35自治会2,871世帯、モデル家庭につきましても、40世帯増加をしております。238世帯となっております。モデル世帯の合計3,109世帯でお取り組みをいただいているところであります。

平成21年度、モデル事業を実施いたしました際、当初の目標は、平成25年度中に3,000世帯での取り組み実施でありましたが、平成24年度中に近いところまで達成をできておりましたので、平成25年度では、目標3,200世帯に上方修正して、現在取り組んでいるところであります。なお、生ごみの処理量でございますが、8月末現在で、前年度同時期と比較をいたしまして、42.2t増加の129.11t、可燃ごみの約7.6%に相当する量を処理をしております。



また、処理費用につきましては、焼却処理をしていれば約450万円の委託料が必要であります。生ごみの分別収集をすることによりまして、約260万円の委託料の支払いで済んでいるところでありまして、資源の有効利用といった面だけではなく、分別世帯が増えれば増えるほど、町財政にとりましても有効な事業となっておりますので、今後も、あらゆる方法を活用いたしまして、1世帯でも多く、生ごみ分別収集にお取り組みいただける世帯の増加を図っていきたいと考えているところであります。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 今、報告をいただきましたが、何か質疑、意見ございますでしょうか。  
飯高委員。

飯高委員 今の報告の中で、積替え施設で、20tトレーラー、10tトレーラーということで、トレーラー、搬入の車両となるんですけども、やはり今、報告にありましたように、先導車つけてガードマンということで、地元車両とも周知しながらするというので、かなり大きなトレーラーで、あの道を実際に走っていくと、本当に危険な感じもするんです。だから、その辺はちゃんと安全に気をつけながらしていただきたいと思えます。これはそういう思いがありまして、ちょっと言わせていただきます。

それとですね、先日、決算のほうで、紙おむつのことについて質問がありました。これについては、やはり新生児から3歳児までを対象にして交付されてるんですけども、一律にされているという現状の中で、委員の方から、やはり年齢によって割合が違ってきているという現状もお聞きになっているということから、6月の議会にでもこういうことについて質問があり、一定の、今後検討していくということで、私もやはり実際には絶対量は、全体量は変わらないにしても、やはり年齢、新生児また3歳児というのはやっぱり利用の数が違ってくるとい実態がある

んだなと思います。それにつけて、やはり今度意向調査なり、またはアンケート。今、どういう状況になっているのかお聞かせ願いたいと思います。

委員長 小城町長。

町長 この関係等については、今、飯高委員が申された6月議会、あるいはまた決算の関係で伴委員、副委員長等、いろいろなご意見いただいています。その中で、担当課、環境と健康福祉の関係等について、調査を今、させていただいています。今、現状では、ゼロ歳から3歳まで240枚、まあ総枠は変えないという中で、この間も決算委員会で伴副委員長からありましたように、3歳の方は大分減ってきていると。その60をある程度、10枚ぐらい減らして、その10枚をゼロ歳あるいは1歳に持っていくのか、その辺のところですね、検討をするようにと指示をいたしておりまして、今、担当課ではそういうことを、環境対策あるいはまた健康福祉のほうで、今、調査をしながらやっています。いずれにいたしましても、新年度から、そういう関係等については整理をしていきたいと思っています。

飯高委員 課長からその状況について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

委員長 栗本環境対策課長。

環境対策課長 本年の6月の当委員会で、紙おむつ専用袋の交付枚数について、増加を望む声が住民の方々から上がっているというご意見がございました。これまで町のほうにはそういった声が直接寄せられておりませんでしたので、住民の皆さんどのような、各ご家庭でご使用いただいているのか、また、交付枚数についてもどのようにお考えになっているのかを把握するために、委員会後、現在もですけれども、交付対象者を対象にアンケート調査を現在実施をしているところであります。

飯高委員 わかりました。アンケート調査されて、実際にどういう割合になるかどうかということ、また後日委員会に報告をお願いしたいと思います。以上です。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 生ごみの分別事業なんです、今、報告を受け、3,000世帯を超えた。私の住んでる自治会でも、今年の夏、猛暑の中で、においの問題、どうなるのかなというような、ちょっとそういうような心配される声もありましたが、意外とそうでもないなというような形で、おおむね好評になってるような次第なんです。その中で、これ3,000超えたところ、自治会では35自治会という報告がありましたが、今後、ここまではすっといきやすいと思うんですね。これから数字を伸ばしていく、そのあたりで自治会の呼びかけ、また住民さんへの呼びかけはどういう形でしていこうとされてるわけですか。

環境対策課長 現在、広く自治会に生ごみ分別収集のモデル事業の参画を呼びかけているほか、マンションなど集合住宅で組織されている自治会に対しまして、それぞれ個別に、生ごみ分別収集の説明会の開催をしていただけないかということをお願いをしているところであります。といいますのも、集合住宅の場合、既にごみ集積場所というのが決まって設置されておりますので、生ごみ回収箱を設置するのも他の自治会よりは比較的容易に設置できるのではないかというふうに考えているところであります。このように、取り組みやすいところから順に範囲を拡大させていこうというふうに考えているところであります。

伴委員 今、答弁していただいた、実際のところ、集合住宅といいますか、マンション、ハイツ。その関係で、感触はいかがなものですか。まあ言うたら、やっといこうというか、説明会をしていこうというような感じに

なっとるわけですか。

環境対策課長 現在、6自治会の中でも、1自治会、既に、集合住宅で取組みをいただいております。2、3の集合住宅で組織されてる自治会から、もう既に具体的な日程も示された説明会の開催もお聞きをしているところでもあります。

委員長 よろしいでしょうか。他に。 宮崎委員。

宮崎議員 ちょっと1つだけ聞きたいんですけど、さっき、ごみのドラムとか搬入ということなんですけど。一番懸念されるのが安全の面だと思うんですけど、結構勾配きついでね、その辺の搬入っていうか、業者のほうから計画書みたいな、安全に対しての計画書とか。まあ、先導車つけるということですけど。あと、道路は大丈夫やと思うんですけどね、重たいもん乗せて走るの。あとは、その勾配のときにしっかり荷物崩れないとか、そういうふうなやつとか。あと、またその大型通る道幅にしたら結構狭いんでね。何ぼ早朝でも人通るとか車来る可能性もあるんでね、その辺の安全対策とか。あと、一番懸念してたのは、法隆寺カントリーの上のほうで180度ぐらい、直角に曲がってるようなところがあるんですけど、あれも、運転手とかその辺ちゃんと、実際運転するドライバーに見させて安全確認させてるのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけど。

環境対策課長 まず、大型車の通行につきましては、警察の通行許可も下りております。町の道路管理課であります建設課にも、その辺の写しが送付されております。まあ、問題ないという判断をいただいているところでもあります。このことから、工事担当課といたしましても、通行には問題がないというふうに考えております。

また、現場監督者は常駐で、毎日、現場のほうに来ておりますので、ドライバーにもその辺の道路事情などは既に周知をしているところであ

ります。また、担当課としても、通行する際は速度にも気をつけるように、十分その辺は指導しておりますので、問題ないというふうに考えております。

委員長 よろしいでしょうか。 辻委員。

辻委員 ドラム、これ、かなり重量、7.5とか、ダストドラムで7.5とか、ホッパか何かで、25tあるやつを5tに分けてするというので、普通の、普段の道路やったらええと思う。特に気を付けて走ってほしいのがね、毛無の堤防をやっぱり、私、一番心配してる場所ですねけども。以前も、県が工事した時かな、県が配水池を工事した時に通ってますけども、あの時も大丈夫やったというふうに聞いてますけども。特にこの辺、あそこ通るときはやっぱり安全に確保しながら、ちょっとしたスピードよりゆっくり走ったほうがある程度いけるとおもいますが、その辺十分周知しながら、その辺の地盤の環境も見ながら、やっぱり交通。家屋とかその近隣もありますけども、その辺も十分やっぱり。かなり重量物ですので、その辺も見ながら、道路事情等調査しながら、慎重に対応してほしいというふうに考えています。

委員長 池田副町長。

副町長 今、質問者もおっしゃいましたように、県のほうで以前に中継基地を白石畑の奥のほうで作られました。あの時は、20tのトレーラーとか10tのトレーラー、もっと多い台数で走られております。当然その時も十分注意されましたけども、当然町のほうでも当然心配いただいておりますけども、町もそれを一番心配しておりますので、十分注意しながら行ってまいりたいと考えておりますので。

辻委員 その辺の配慮もしながら、やっぱり十分やっぱり注意しながら、通行お願いしたいと思います。以上です。

委員長

他に、委員皆さんのほうで、ございますか。

すみません、私のほうからちょっと。

先に出ました紙おむつですが、私も以前からずっと申しあげてきたことなんですけれども、新生児からとにかく小さい間ですね、非常におむつを換える頻度が多いんですね。大きくなればなるほどおむつを換える、1日に何回換えるという頻度がすごく減ってくる状況になりますのでね、そういうことを十分わかっていただいた上で、アンケートなどもしていただくということですが、おむつを換える頻度が全然違う、回数が全然違うということを理解した上で取り組んでいっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それとですね、今、いろいろ、搬入のことについて委員皆さんからご心配がございました。私、最近、法輪寺の周辺とか、上下水道部のほう行ったりいろいろしている中で、今、電信柱などにたくさん表示が、最近急に、いろいろ張られてるんですけれども、ルートは、あの張られてるのは、これのために張られてて、あのルートで入ってくるというふうに分かるとしたらよろしいのでしょうか。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

すみません。ごみ積替え施設整備工事で電信柱等に矢印等を設置してるとするのは、報告を受けておりません。

委員長

そうしたら、搬入のルートですね、県道のほうから法輪寺に向かって入ってきて、それでこうぐるっと回って、ルートとしては入っていくというふうに見ておけばよろしいんですか。

環境対策  
課長

おっしゃるように、観光道路のほうから法輪寺を通過して搬入するルートになっています。

委員長

わかりました。

他に、何かございますでしょうか。ございませんか。

そうしたら、安全にやっていただけるようお願いをさせていただきます。

そしてですね、前回の委員会でも申しあげておりましたけれども、委員皆さんのほうで、ダストドラムが入った時点で現地のほう、ちょっと調査をしたいと、当委員会としてね、そういうふうに申しあげてたと思うんですが、業者さんのほうの工事の関係等、いろいろあると思うんですが、それについて、どうでしょうか。業者のほうと課長のほうで、ちょっと日程のほう、検討していただきましたでしょうか。

環境対策  
課長      ダストドラムのほうが遅くとも10月の3日に搬入をされますので、業者のほうでは、10月の8日から11日の間であれば、ダストドラム等も含めて、十分現地調査をいただけるという報告を受けております。

委員長      はい。委員皆さん、いかがでしょうか。8日から11日の間にということで、その期間に現地を見ていただきたいというふうに、今、担当課長のほうからございましたけれども、打ち合わせの段階でですね、ちょっと副委員長と話もしておったんですけれども、10月9日の水曜日、午前中はちょっと広報委員会があるんですけれども、この9日の日の午後に設定してはいかがかなというふうなことも、ちょっと副委員長と話し合ってたんですが、委員皆さんのほう、いかがでしょうか。あかん。

( 「ちょっと休憩して」と呼ぶ者あり )

委員長      暫時休憩します。

( 午前 9時59分 休憩 )

( 午前10時 4分 再開 )

委員長      それでは、再開させていただきます。  
休憩前に話題になっておりました現地調査の日程ですが、休憩中にご

相談申しあげた結果、10月9日1時15分、役場を出発して、ダストドラムのほう見させていただくということで、決定をさせていただきましたので、担当課、そしてまた事務局におかれましては、その辺につきましてまた相談をしていただいで、いけるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

他に、この継続審査案件につきまして、何かございますでしょうか。よろしいございますか。

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

継続審査につきましては報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

ここで、いつもでしたら、3番目に各課報告事項という項目をあげさせていただくんですが、項目をあげるにいたらないという、特段きちつと項目にあげるという内容がないということなんですが、ところがですね、少し報告事項があるというふうには聞いておりますので、レジメのほうには各課報告事項はあげておりません。けれども、少し、ちょっと報告しておきたいこともあるということを知ておりますので、理事者のほうから、報告事項について順次お伺ひしていききたいというふうにお思ひます。 西梶健康対策課長。

西梶健康  
対策課長

それでは、健康対策課から、斑鳩町と畿央大学との包括的な連携協力についてご報告をさせていただきます。

現在、畿央大学と包括的な連携協力につきまして、大学と協議を進めさせていただいております。具体的な連携協力の内容につきましては、今後、検討を重ね協議していくこととなりますが、本町といたしましては、健康づくり、子育て支援、教育の分野をメインに畿央大学と連携協力を図ってまいりたいと考えているところでありますので、この旨報告させていただきます。

委員長

じゃあ、続いて、とりあえずいきましょうか。次。 本庄福祉課長。



福祉課長

福祉課のほうから、報告事項が2点ございます。

まず初めに、6月の議会で補正予算の可決をいただきました、あわ保育園送迎用駐車場の整備に係る進捗状況について、ご報告を申しあげます。5月の本委員会でご説明させていただきましたとおり、今回のあわ保育園の駐車場整備は、土地所有者の方との協議によりまして、あわ保育園北側の農地の一部を分筆して借受けいたしまして、駐車場として整備していく計画とさせていただきます。

土地の分筆にあたりましては、まず、事業用地及び隣接地の所有者の方のほか、関係者の方に現地での立会いをお願いし、土地の境界を明らかにして測量する必要があるとございます。当該土地につきましては、東側が安堵町の町道となっておりまして、当該町道の明示、あるいは本町との行政界の明示も必要となる中、立会いのための関係者の方々の日程調整等にやや時間を要しまして、当初のスケジュールより遅れたところではございますが、先日、8月21日の水曜日に、現地において立会いをさせていただきましたところでございます。

次に、今後のスケジュールでございます。

まず、事業用地の所有者の方と、借受け面積等の詳細について協議を進めてまいります。その協議が整いましたら、農地の賃貸借契約の手続きについても進めてまいります。あわせまして、隣接地の所有者の方、あるいは水利組合等の関係者の方に、工事の内容等について説明をさせていただきます。これら関係者の方との協議が整いましたら、工事に着手してまいりたいと考えております。

先ほども申しあげましたとおり、立会いの日程等に時間を要しましたことから、当初のスケジュールよりやや遅れているところではございますが、できるだけ早期に供用できますよう引き続き努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、報告の2つ目でございます。

8月の本委員会でご報告させていただきました、介護保険料の徴収誤り、この件につきまして、現在までの状況等について、ご報告を申しあげます。

初めに、住民の方からの問合せ等の状況でございます。

8月の12日に文書によるお詫びあるいはお知らせを送付させていただきましたが、その後、9月の13日、先週の金曜日までに、44件の方からの問合せがあったところでございます。8月中が43件、9月に入りまして1件となっております。

そのほとんどにつきましては、送らせていただいた、いわゆる文書の内容に関するお問合せではございましたが、うち数名の方から、今回の一件に対する厳しいご意見もいただいております。いずれの場合も、お問合せいただきました皆さまには丁重にお詫びいたしますとともに、十分な説明をさせていただいたうえで、一定のご理解をいただいたものというふうに考えているところでございます。

次に、還付請求書の提出状況でございます。本来の徴収額よりも徴収し過ぎたため、還付をさせていただく必要のある方908名のうち、同じく先週の金曜日、9月の13日までに、804名、割合で申しあげますと88.5%の方から還付請求書の提出をいただいております。

還付手続きにつきましては、既に、9月10日までには年金機構等から8月分の介護保険料が入金されておりました。9月の末までには納付者の方の口座のほうにお振込みができますよう、引き続き事務処理等の手続きを進めてまいります。また、還付請求書が未提出の方、これらの方に対しましては、電話あるいは訪問等により十分に説明をさせていただきまして、提出のお願いをしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、本来の徴収額よりも少ない額で徴収いたしましたことにより、差額を納めていただく必要のある方、人数で申しあげますと470名の方への対応でございます。

先ほども申しあげましたが、8月分の介護保険料は既に入金されておりますので、送付の準備が整いましたら、対象となる方に普通徴収による納付をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

また、この文書の送付後は、これまで以上にお問合せが予想されるころではございますが、これまでと同様に誠意を持ってお詫びいたしま

すとともに、その原因あるいは再発防止策等を丁寧かつ十分にご説明申しあげ、皆さまにご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申しあげます。

以上、福祉課からの報告とさせていただきます。よろしくお願い申しあげます。

委員長

ただいま、その他の報告といたしまして、3点報告をしていただきましたが、これらにつきまして何かお尋ねになりたいことがございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。特にございませんか。

そういたしましたら、介護保険料の関係ですが、非常に厳しいご意見もいただいたということですが、まだそうやって言うていただく方はね、わかっていただいたりするんですが、多分、還付の方でもまだ104名の方がまだということで、何が何やらちょっとわかっておられないような、お年寄りの場合ね、あるかとは思いますが、そしてまたこれ、逆に、普通徴収をかけるとなると、今、課長の報告にもあったように、また大変な状況にはなってくるかと思えますけれども、いつまでも長い時間かかってやるのではなくて、やっぱりある程度、期限的にも課で目標持って、いろんな仕事が次々ありますのでね、目標を持って、できるだけわかりやすく、そしてまた誠意を持って対応していただきたいということ、議会の担当委員会としては思っておりますので、またよろしくお願い致します。そしたら、よろしいございますか。

ないようですので、そうしましたら、その他の報告事項についても終わらせていただきます。

では、3番目につきまして、各委員さんより、所管に関わる質疑等などがございましたらお受けいたしますけれども、いかがでしょうか。その他については、ございませんか。

( な し )

委員長

その他について、特段、各委員さんのほう、ないようですので、そう

しましたら継続審査案件につきまして、お諮りいたします。

お手元に配布しておりますとおり、閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

それでは、その他につきましても、これをもって終了させていただきます。

以上をもちまして、本日の案件につきましては全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたりまして、町長のご挨拶をお受けいたします。  
小城町長。

町長

( 町長挨拶 )

委員長

それでは、これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

皆さん大変ご苦労さまでございました。

( 午前10時18分 閉会 )

